



介護保険のことや、高齢者を支えるサービスがいろいろあることが分かったわ。困った時はどこに相談したら良いのかしら？

区役所や地域包括支援センター、また専門の相談窓口をご紹介します。



## 介護に関するご相談

- 地域包括支援センター（裏表紙参照）
- お住まいの区の区役所  
保健福祉課 介護保険担当（P36参照）  
保健福祉課 高齢者・障害者相談係（P36参照）



## 認知症に関するご相談

### 地域包括支援センター

「ものわすれが気になる」、「認知症や介護のことで相談したい」、「お金の管理に自信がない」、「高齢になり今後の介護・医療などが心配」といった、幅広い相談に応じます。

**お問い合わせ** お住まいの地区の地域包括支援センター（裏表紙参照）

### ものわすれ外来

認知症についての不安や心配がある人が、気軽に相談・受診できる医療機関です。認知症サポート医が対応します。様々な診療科から、受診しやすいところを選ぶことができます。

**お問い合わせ** 保健福祉局認知症支援・介護予防センター ☎ **093-522-8765**

### 認知症・介護家族コールセンター

ご本人やご家族などがかかえる不安や悩みなどを、認知症介護の経験者に電話で相談できます。面接によるご相談も受け付けます。（面接相談を希望する場合は事前にお申し込みください。）

**お問い合わせ** ☎ **0120-142-786** いっしょに なやむ（または 093-522-0150）  
フリーダイヤル

相談受付時間：火～土曜日 10:00～15:00（祝・休日および年末年始は休み）

### 認知症・若年性認知症介護家族交流会

認知症の方を介護している家族が集まり、ともに考え励まし合い、認知症や介護について学び合うための交流会です。月1回開催・参加無料・予約不要

**お問い合わせ** NPO法人 老いを支える北九州家族の会 ☎ **093-882-5599**

### 認知症ご本人交流会

認知症ご本人の集まりです。参加者同士がお互いを尊重し、体験を分かち合い、日々の生活のこと、思っていることなどを語り合うことで、ひとり一人のより良い暮らしを目指します。

年4回開催・参加無料・予約不要

**お問い合わせ** NPO法人 老いを支える北九州家族の会 ☎ **093-882-5599**

## 高齢者の財産管理や法律に関するご相談

### 高齢者・障害者あんしん法律相談

支援が必要な高齢者や障害のある人およびその家族などが抱える「財産管理」「相続」などの法律相談に、福岡県弁護士会北九州部会の弁護士が毎月（第2木曜日の午後）無料で応じます。

**お問い合わせ** 各区役所保健福祉課高齢者・障害者相談係 (P36参照)

### 権利擁護・市民後見センター「らいと」 (ウェルとばた3階)

財産管理などを自分の判断で行うことが困難な高齢者や障害のある人などに、金銭管理や福祉サービスの手続き援助などのサービスを行います。

※下記利用額は、改定となる場合があります。

- 金銭管理・生活支援サービス 1回1,000円(月4回まで) (生活保護受給者は無料)
- 財産保管サービス 年間3,000円(生活保護受給者は無料)

**お問い合わせ** ☎ **093-882-4914**

相談時間：月～金曜日（祝・休日および年末年始は休み）  
8:30～17:00（相談無料）

### 北九州市成年後見支援センター (ウェルとばた3階)

高齢者や障害のある人の成年後見制度に関わるさまざまなご相談を専門スタッフが受け付けます。

**お問い合わせ** ☎ **093-882-9123**

相談時間：月～金曜日（祝・休日および年末年始は休み）  
9:00～17:00（相談は原則無料）



## その他

### 福祉用具プラザ北九州 (総合保健福祉センター1階)

福祉用具・自助具の展示や体験利用ができるほか、リハビリテーション専門職等による環境整備や介助方法等の相談を受け付けます（訪問相談にも応じます）。

また、市民や専門職の方を対象とした介護技術等に関する研修会を実施しています。

**お問い合わせ** ☎ **093-522-8721**

相談受付時間（土曜日・祝日および年末年始は休み）  
9:00～17:30

## 特別障害者手当

身体または精神に著しい重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方に支給されます。

1. 重度の障害(おおむね身体障害者手帳1・2級、知的障害のある人で知能指数20以下程度又は精神障害のある人で日常生活において常時特別の介護を必要とする程度)を2つ以上有する方
  2. 重度の障害を1つ有し、さらに他の障害(おおむね身体障害者手帳3級、知的障害のある人で知能指数35以下程度又は精神障害のある人で日常生活において常時特別の介護を必要とする程度)を2つ以上有する方
  3. 1、2に準ずる程度の障害(1つの障害でも対象になる場合有)を有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする方
- ※手帳の等級によっては医師の診断書を省略できる場合があります。また、障害者手帳を所持していなくても、診断書により著しい重度の障害と認められる場合対象になることがあります。

※次の場合は、手当が受けられません。

- (1) 本人、配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定額以上の場合
- (2) 施設(グループホーム、有料老人ホーム等除く)に入所している場合
- (3) 継続して3か月を超えて入院している場合

お問い合わせ  
ご相談窓口

お住まいの区の区役所保健福祉課高齢者・障害者相談係

## 障害者控除対象者認定書の交付

障害者控除対象者認定書は、認知症や寝たきり等の症状をふまえて、障害者手帳は取得していないけれども、本認定書を交付することにより、知的または身体障害のある人に準ずる取扱いとし、本人又は扶養親族が所得税及び住民税の控除を受けることができる制度です。

【介護保険の要介護認定を受けている人】

申請書を提出すると、介護保険の要介護認定調査結果により審査します。

認定書の交付申請の  
お問い合わせ窓口

お住まいの区の区役所保健福祉課高齢者・障害者相談係

## おむつ代の医療費控除確認申出書

確定申告においておむつ代に係る医療費控除の申請が2年目以降の人で、介護保険の要介護認定を受け、寝たきり状態など一定の条件に該当する場合は、医師が発行する「おむつ使用証明書」に代えて、市が発行する「確認書」で医療費控除を受けることができます(おむつ代の領収書が必要)。なお、初めておむつ代の医療費控除を受ける人は、医師に「おむつ使用証明書」を請求してください。

※上記に該当せず、市が「確認書」を発行することができない場合はこれまでどおりに、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要となります。

お問い合わせ  
申請窓口

お住まいの区の区役所保健福祉課介護保険担当

区役所窓口一覧		保健福祉課		
		高齢者・障害者相談コーナー		健康相談コーナー
		介護保険担当	高齢者・障害者相談係	地域保健係
門司区 門司区清滝一丁目1-1	TEL	<b>331-1894</b> (直通)	<b>321-4800</b> (直通)	<b>331-1888</b> (直通)
	FAX	321-4802	左記に同じ	左記に同じ
小倉北区 小倉北区大手町1-1	TEL	<b>582-3433</b> (直通)	<b>582-3430</b> (直通)	<b>582-3440</b> (直通)
	FAX	562-1382	左記に同じ	561-7777
小倉南区 小倉南区若園五丁目1-2	TEL	<b>951-4127</b> (直通)	<b>952-4800</b> (直通)	<b>951-4125</b> (直通)
	FAX	923-0520	左記に同じ	951-4136
若松区 若松区浜町一丁目1-1	TEL	<b>761-4046</b> (直通)	<b>751-4800</b> (直通)	<b>761-5327</b> (直通)
	FAX	751-2344	751-0044	761-3127
八幡東区 八幡東区中央一丁目1-1	TEL	<b>671-6885</b> (直通)	<b>671-4800</b> (直通)	<b>671-6881</b> (直通)
	FAX	662-2781	左記に同じ	662-2781
八幡西区 八幡西区黒崎三丁目15-3	TEL	<b>642-1446</b> (直通)	<b>645-4800</b> (直通)	<b>642-1444</b> (直通)
	FAX	642-2941	左記に同じ	左記に同じ
戸畑区 戸畑区千防一丁目1-1	TEL	<b>871-4527</b> (直通)	<b>881-4800</b> (直通)	<b>871-2331</b> (直通)
	FAX	881-5353	左記に同じ	873-1169